

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の施行について

気水第 137 号
平成 21 年 11 月 2 日

平成 21 年 10 月 27 日付けで、別添のとおり神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（神奈川県規則第 85 号）が公布され、二酸化炭素の排出の抑制に関する指針の廃止（神奈川県告示第 598 号）が告示されました。

これらの改正（廃止）の趣旨、改正内容、施行（廃止）日及び運用上留意すべき事項は次のとおりですので、改正規則等の円滑な施行及び運用を図られるよう通知します。

1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(1) 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号。以下「生活環境保全条例」という。）では、地球温暖化を防止するため、事業者における二酸化炭素の排出削減への取組について責務を定めるとともに、規模の大きい燃焼又は焼却施設を持つ指定事業所に二酸化炭素の排出の抑制に係る環境配慮書の提出を義務付けてきた。

平成 21 年 7 月 17 日付けで、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めた神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「温暖化対策条例」という。）が公布され、温暖化対策条例に生活環境保全条例の二酸化炭素の排出抑制に係る規定と同様の趣旨の規定が定められた。

平成 22 年 4 月 1 日の温暖化対策条例の全部施行に伴い、生活環境保全条例の二酸化炭素の排出の抑制に係る条項が削除されることから、生活環境保全条例施行規則（平成 9 年神奈川県規則第 113 号）の関係条項について所要の改正を行った。

(2) 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり。

(3) 施行日

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 運用上留意すべき事項

規則で定める指定事業所の種類毎に提出が必要となる環境配慮書は次のとおりとなりますので、円滑な運用を図られるようお願いいたします。

なお、改正施行規則の施行に伴い、平成 22 年 4 月 1 日から指定事業所設置許可申請書（第 1 号様式）及び指定事業所に係る変更許可申請書（第 6 号様式）が一部変更となりますので、併せて円滑な運用を図られるようお願いいたします。

規則で定める 指定事業所の種類	提出が必要となる環境配慮書	
	平成 22 年 3 月 31 日まで (改正施行規則施行前)	平成 22 年 4 月 1 日から (改正施行規則施行後)
○ 規則第 21 条第 1 項第 1 号 従業員数 50 人以上の指	(1) 公害の発生要因の低減 (2) 化学物質の適正な管理 (3) 化学物質の安全性に着目	(1) 公害の発生要因の低減 (2) 化学物質の適正な管理 (3) 化学物質の安全性に着目

定事業所	<p>した環境への影響度の評価</p> <p>(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理</p> <p>(5) 二酸化炭素の排出の抑制※²</p> <p>(6) 環境に係る組織体制の整備</p>	<p>した環境への影響度の評価</p> <p>(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理</p> <p>(5) 環境に係る組織体制の整備</p>
<p>○ 規則第 21 条第 1 項第 2 号</p> <p>① 従業員数 50 人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積が 3,000 平方メートル以上のもの</p> <p>② 従業員数 50 人未満の指定事業所のうち、百貨店若しくはマーケットであってその用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>(2) 化学物質の適正な管理※¹</p> <p>(3) 化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価※¹</p> <p>(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理</p> <p>(5) 二酸化炭素の排出の抑制※²</p> <p>(6) 環境に係る組織体制の整備</p>	<p>(2) 化学物質の適正な管理※¹</p> <p>(3) 化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価※¹</p> <p>(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理</p> <p>(5) 環境に係る組織体制の整備</p>
<p>○ 規則第 21 条第 1 項第 3 号</p> <p>従業員数 30 人以上の指定事業所（規則第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の指定事業所を除く）</p>	<p>(2) 化学物質の適正な管理</p> <p>(3) 化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価</p> <p>(5) 二酸化炭素の排出の抑制※²</p> <p>(6) 環境に係る組織体制の整備</p>	<p>(2) 化学物質の適正な管理</p> <p>(3) 化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価</p> <p>(5) 環境に係る組織体制の整備</p>
<p>○ 規則第 21 条第 1 項第 4 号</p> <p>① 燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上である指定施設を設置している指定事業所（規則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の指定事業所を除く）</p> <p>② 焼却能力が 1 時間当たり 625 キログラム以上である廃棄物焼却炉を設置している指定事業所（規則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の指定事業所を除く）</p>	<p>(5) 二酸化炭素の排出の抑制</p> <p>(6) 環境に係る組織体制の整備</p>	<p>(5) 環境に係る組織体制の整備</p>

※1 常時使用する従業員の数が 30 人以上である指定事業所に限る。

※2 二酸化炭素配慮特定事業所に限る。

2 二酸化炭素の排出の抑制に関する指針を廃止する告示について

(1) 廃止の趣旨

平成 21 年 7 月 17 日付けで、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めた温暖化対策条例が公布され、生活環境保全条例の二酸化炭素の排出抑制に係る規定と同様の趣旨の規定が定められた。

平成 22 年 4 月 1 日の温暖化対策条例の全部施行に伴い、「二酸化炭素の排出の抑制に関する指針」の根拠となる生活環境保全条例第 46 条が削除されることから、同指針も平成 22 年 3 月 31 日限り廃止する。

(2) 廃止日

この指針は、平成 22 年 3 月 31 日限り廃止する。